

令和5年度化学肥料低減定着対策事業にかかる公募要領

第1 総則

化学肥料低減定着対策事業にかかる公募の実施については、この要領に定めるものとします。

第2 趣旨・事業内容

肥料原料の国際価格の変動の影響を受けづらい生産体制の確立を図るため、地域において化学肥料の使用量の2割低減に向けた取組の定着を進める必要があります。彦根市では堆肥等国内資源利用体制の強化に係る費用の支援を通じて、化学肥料使用量の低減に向けた取組を進めます。

第3 交付申請者の要件

本事業に申請することができる者は、以下のすべてを満たすものとします。

- 1 彦根市に所在し、事業全体および交付された交付金の適正な執行に関し、責任を負うことができる農業者、農業者の組織する団体（代表者および規約の定めのある団体）、農作業を代行する事業者であること。
- 2 農業者等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員または支店もしくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。
- 3 機械の導入又はリース導入の取組を位置付ける場合は、当該機械を導入することによって過去の実績と比較し、地域内において当該取組が拡大することを示す計画（以下「拡大計画」という。）を作成し、公募申請および実施報告時に提出すること。

第4 補助対象経費

交付対象者が交付を受ける交付金の補助対象経費は、令和5年6月1日以降に開始される取組に係る経費であり、肥料価格高騰対策事業実施要領別記2第2の1の（5）の交付対象者とする取組に必要な経費として、近畿農政局長等に協議を行い、滋賀県農業再生協議会に採択を受けた地域計画書に記載したものに限るものとします。

第5 補助対象としない経費

消費税および地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額および当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額。）

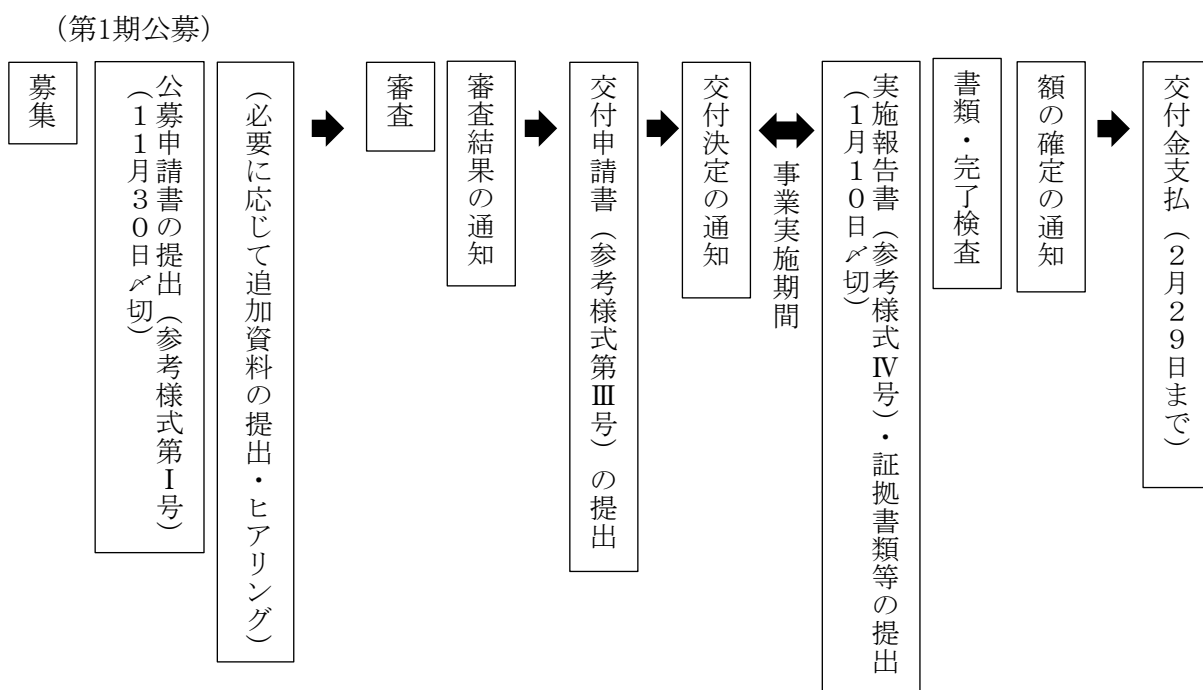
第6 交付単価

- (1) 対象機械の購入又はリース導入に係る経費の1/2(上限50万円)を交付します。
- (2) 1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械とする。
- (3) 購入する機械が、過剰投資ではないかつ、単純更新でないこと。

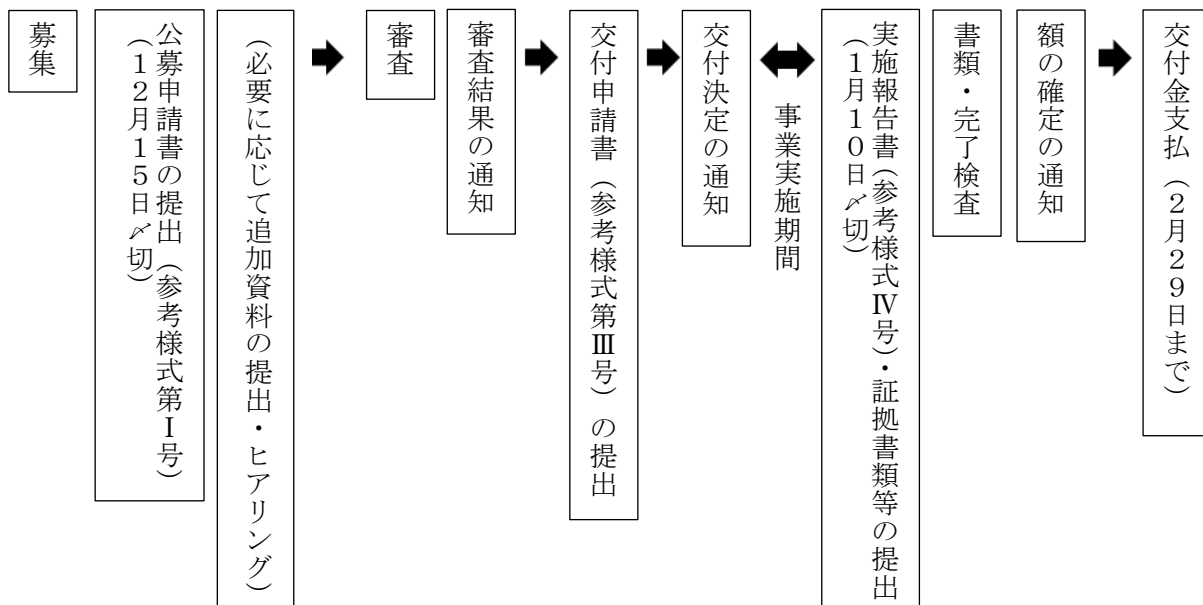
第7 事業実施期間

交付決定の日から令和6年2月29日までとします。

【補助事業の流れ】



(第2期公募)



第8 申請書類の作成および提出

1 申請書類の作成

事業に係る公募申請書（参考様式第I号）の内容は、第2の趣旨、第3の事業内容および第5の補助対象経費の範囲に照らして適当なものであることとし、次の書類を添付してください。

- ①公募申請書（参考等式第I号）
- ②拡大計画（参考様式第II号）
- ③導入機械のカタログ（導入する機械が事業の趣旨に沿っているもの）
- ④経費内訳書（導入する機械の見積書（相見積含め2者以上。すでに購入又は発注している場合、注文書や請求書などの発注日と経費がわかる書類。））

2 申請書等の提出先、提出期限および提出部数

申請書等の提出は、第1期公募令和5年11月30日（木）17時15分必着、第2期公募令和5年12月15日（金）17時15分必着とし、彦根市農林水産課まで提出とします（提出部数は4部）。なお予算枠が埋まり次第公募は終了します。

3 申請書等の提出に当たっての注意事項

- (1) 申請書等は、様式に沿って作成してください。

- (2) 申請書等に虚偽の記載をした場合は、審査対象となりません。
- (3) 第3に掲げる応募者の要件を有しない者が提出した申請書等は無効とします。
- (4) 申請書等の作成および提出にかかる費用は、応募者の負担とします。
- (5) 申請書等の提出は、原則として2の提出先に持参するものとし、やむを得ない場合には、郵送可とします。FAXまたは電子メールによる提出は受け付けません。
- (6) 申請書等を郵送する場合には、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法によってください。いかなる場合も2に掲げる提出期限までに到着しない場合は無効とします。
- (7) 提出後の申請書等については、採択、不採択にかかわらず返却しませんので、御了承ください。
- (8) 申請書等は、一つの封筒を利用し、書類一式を入れて提出してください。
- (9) 提出された申請書類については、秘密保持には十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用しませんので、御了承ください。

第9 交付金交付候補者の選定

1 候補者の選定方法

提出された申請書類については、先着順とし予算枠の範囲内で選定するものとします。

2 審査結果の通知

本公募要領に基づく審査を踏まえ交付金交付候補者を選定し、交付金交付候補者となった申請者に対してはその旨を、それ以外の申請者に対しては交付金交付候補者とならなかった旨を、それぞれ通知します。

審査結果の通知については、交付金交付候補者には交付金交付の候補者となった旨をお知らせするものであり、交付金の交付は、別途、必要な手続を経て、正式に決定されることになります。

審査内容については、非公開とし、交付金交付候補者の決定に係わる審査の経過、審査結果等に関するお問い合わせにはお答えできませんので、あらかじめ御了承ください。

第10 交付決定に必要な手続等

交付金交付候補者は、彦根市農業再生協議会の指示に従い速やかに、交付金の交付を受けるために必要な交付申請書（参考様式第Ⅲ号）を彦根市農業再生協議会に提出

していただきます。交付申請書を彦根市農業再生協議会が審査した後、所要の手続きを経て交付金の交付が決定されます。

また、交付金の交付が決定されるまでに実施した取組については令和5年6月1日以降の取組に遡って交付対象となります。

第11 実施報告

交付金交付候補者が当該事業を実施した場合は次の書類とともに令和6年1月10日までに彦根市農業再生協議会長に報告するものとします。

- ①実施報告書(参考様式第Ⅳ号)
- ②証拠書類(契約書、納品書、請求書および領収書の写し)
- ③財産管理台帳(参考様式Ⅴ号)

第12 取得財産の管理

- 1 交付金の交付を受け、当該事業により導入した機械(以下、「取得財産」という。)については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、事業の目的に従って使用し、その効率的な運用を図るものとします。
- 2 参考様式第Ⅴ号の財産管理台帳その他関係書類の写しを令和6年1月10日までに彦根市農業再生協議会に提出するものとします。
- 3 処分制限期間中において、処分を制限された取得財産を処分しようとするときは、あらかじめ彦根市農業再生協議会を通じて、近畿農政局長等の承認を受けなければなりません。

第13 重複申請等の制限

同一の提案内容で他の事業(滋賀県または農林水産省等の補助事業等)への申請を行っている場合には、申請段階(補助金交付候補者として選定されていない段階)で本事業に申請することは差し支えありませんが、他の事業への申請内容および他の事業の選定の結果によっては、この事業の審査の対象から除外され、または交付金交付候補者の選定の決定もしくは交付金の交付決定が取り消されることがあります。